

泉佐野市地域通訳案内士登録等事務取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、通訳案内士法（昭和24年法律第210号、以下「法」という。）に規定する地域通訳案内士の登録等に関し、法及び通訳案内士法施行規則（昭和24年運輸省令第27号、以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(研修)

第2条 法第55条に定める研修の科目及び時間数並びに内容（以下「研修カリキュラム」という。）については、法第54条第1項の規定による地域通訳案内士育成等計画に基づくものとする。

2 市長は、必要に応じて、研修カリキュラムを増やすことができる。

3 法令に定めるもののほか、次の各号に掲げる者は、当該各号に定める科目について、法第55条に定める研修の受講を免除することができる。

一 研修カリキュラムのうち、一部の科目について修了をした者 次回の研修カリキュラムの当該科目

二 一の外国語による法に規定する全国通訳案内士の試験に合格した者 当該外国語

三 旅行業務取扱管理者試験に合格した者 旅程管理

(登録)

第3条 前条の研修を修了し、地域通訳案内士となる資格を有する者が地域通訳案内士となるには、地域通訳案内士登録簿（以下「登録簿」という。）に氏名、生年月日、住所その他法令で定める事項の登録を受けなければならない。

(登録の申請)

第4条 前条の登録を受けようとする者は、法令で定めるもののほか、住民票の写し、誓約書（様式第1号）及び健康診断書（様式第2号）に、泉佐野市手数料条例（平成12年泉佐野市条例第3号、以下「手数料条例」という。）に規定する地域通訳案内士の登録手数料を添え、市長に申請しなければならない。

2 前項に規定する健康診断書については、医師法（昭和23年法律第201号）による医師免許の交付を受けた者による健康診断書とする。

(非居住者の登録の申請)

第5条 本邦内に住所を有しない者（以下「非居住者」という。）が第3条の登録を受けようとするときは、前条に定めるもののほか、規則第37条において準用する規則第13条の規定により定められた代理人であることを証する代理権限授権書（様式第3号）及び当該代理人の住民票の写し（当該代理人が法人である場合は、その定款又は寄附行為及び登記事項証明書）を添え、当該代理人とともに申請しなければならない。この場合において、前項に定める「住民票の写し」を「旅券法（昭和26年法律第267号）第2条第2項に定める一般旅券」に読み替えるものとする。

2 代理人は、次に掲げる行為を当該非居住者に代わって行う責務を負う。

一 登録事項の変更の届出をすること

二 登録証の再交付の申請をすること

三 業務の廃止等に関する届出をすること

四 登録の取消し等の際の通知を当該非居住者へ連絡すること

- 五 業務に関し報告を行うべき旨を当該非居住者へ連絡すること
- 六 業務に関し報告を行うこと
- 七 その他市長が必要と認めること

(登録の決定)

第6条 市長は、前2条により提出された申請書類等により、地域通訳案内士の登録の可否を決定するものとする。

- 2 前項並びに法第57条において準用する法第21条により登録を拒否するときは、市長は当該申請者に登録を拒否する旨を通知し、その求めがあったときは、市長が指定する職員をしてその意見を聴取させなければならない。
- 3 前項の手続きについては、行政手続法（平成5年法律第88号）の例による。

(登録証の交付)

第7条 市長は、前条の規定により地域通訳案内士の登録をした者に、地域通訳案内士登録証（様式第4号、以下「登録証」という。）を交付する。

- 2 前項に定める登録証は、登録された言語ごとに1枚交付する。

(登録証の再交付等)

第8条 地域通訳案内士は、登録を受けた事項に変更があったときは、法令に定めるもののほか、手数料条例に規定する地域通訳案内士の登録証の変更手数料を添え、市長に申請しなければならない。

- 2 地域通訳案内士は、登録証の再交付の申請をしようとするときは、法令で定めるもののほか、手数料条例に規定する地域通訳案内士の登録証の再交付手数料を添えて、市長に申請しなければならない。

(業務の廃止等)

第9条 規則第22条に規定する業務の廃止等の届出は、様式第5号により行うものとする。

(登録簿の閲覧)

第10条 登録簿の閲覧を希望する者は、地域通訳案内士登録簿閲覧申請書（様式第6号）により申請し、当該申請があった場合、市長は、当該申請者の閲覧に供することとする。ただし、法令等で規定されているもの以外で登録簿の複製等は提供しないものとする。

- 2 前項による申請を行う者は、申請時に、当該者であることを証する書面等を提示しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成27年12月25日より施行し、同年9月30日より適用する。

附 則

この要綱は、平成30年1月4日から施行する。

誓 約 書

泉佐野市長 様

住 所	
ふりがな 氏 名 (英 語)	印
生年月日	年 月 日生

私は、通訳案内士法第56条第1項各号に定める事項に該当していないことを誓約します。

<通訳案内士法抜粋>

(欠格事由)

第五十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、地域通訳案内士となる資格を有しない。

- 一 一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられた者で、刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から二年を経過しないもの
- 二 第二十五条（次条において準用する場合を含む。）の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

健康診断書

氏名			性別	男 女
生年月日	大正 昭和 平成	年 月 日	年齢	歳
<p>上記の者について、下記のとおり診断します。</p> <p>1. 精神機能の障害</p> <p><input type="checkbox"/>なし <input type="checkbox"/>あり</p> <p>※「あり」に該当する場合には、①病名、②現に受けている治療の内容及び③治療を受けている状態であれば、通訳案内の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができるか否か、また、今後障害の程度が軽減すると見込まれるか否か、を記載すること。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>※ 詳細については、別紙も可。</p>				
診断年月日	年 月 日			
医師	病院、診療所等の名称			
	所在地	TEL		
	氏名	印		

年 月 日

代理権限授權書

申請者（甲）

住 所

氏 名 印

生年月日 年 月 日

代理人（乙）

住 所

氏 名 印

生年月日 年 月 日

甲は、乙に対して、通訳案内士法及び関係法令に定められた登録に関する一切の行為につき、甲を代理する権限を付与します。

乙は、通訳案内士法及び関係法令に定められた登録に関する一切の行為につき、甲に代わって責任を持って行うことを承諾し、甲が関係法令を遵守することを責任をもって保証します。

また、乙は地域通訳案内士登録簿に代理人として氏名・住所が記載され、公衆の閲覧に供されることを了解するとともに、住所等連絡先に変更がある場合は遅滞なく届け出ることを約束します。

（添付書類）

○登録者本人と代理人が業務上密接な関係を有することを証する書面（契約書の写し等）

※ 代理人が法人の場合には、「住所」は「法人の所在地」、「氏名」は「法人名及び代表者名」と読み替え、生年月日は記載しないこととする。

備考 氏名を記載し、押印することに代えて署名することができる。

<表>

Izumisano City Licensed Guide Interpreter 泉佐野市地域通訳案内士登録証	
Cert.No. 登録番号 第 号 業務区域 泉佐野市 の区域内に限る。 Business Effective only in the area of <u>Izumisano City</u>	<p>写真</p> <p>押出し スタンプ 又は印</p>
Name 氏名	
Language 資格を取得した外国語	
Date of Registration 登録年月日	
Governor of Izumisano City 泉佐野市長 印	

第十二号様式(第二十七条関係)

<裏>

Date of Birth 生年月日
交付年月日 年 月 日
住所
代理人(非居住者に限る。)
備考

業務廃止等届出書

年 月 日

泉 佐 野 市 長 様

届 出 人 住 所

氏 名

印

通訳案内士法施行規則第37条において準用する同規則第21条の規定により、次のとおり届出します。

記

- 1 通訳案内士の住所及び氏名
- 2 登録番号及び登録年月日
- 3 届出の事由及びその期日

- 注 1 氏名を記載し、押印することに代えて署名することができる。
- 2 通訳案内士法施行規則第21条第1項第2号（死亡又は失踪の宣告を受けたとき）及び第3号（1年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられた者で、刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しないもの）に該当することとなった旨の届出をしようとする場合には、届出書にその旨を証する書面を添付すること。

地域通訳案内士登録簿閲覧申請書

年 月 日

泉佐野市長様

届出人住所

氏名 印

電話番号

泉佐野市地域通訳案内士登録等事務取扱要綱第10条に基づき、登録簿の閲覧について、次のとおり申請します。

なお、閲覧で知り得た事項は閲覧の目的以外には使用しないこと、また、転記した事項は公表しないことを誓約します。

記

1 閲覧目的

2 閲覧年月日 年 月 日

3 閲覧時間 時 分から 時 分まで

※申請者本人であることを証する書面を提示すること。